

SPring-8 測定代行同意書

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
理事長 土肥 義治 殿

1. 申請番号

2. ビームライン番号

3. 公表用実験課題名

4. 実験責任者：氏名、所属

下記同意事項に従い、上記実験責任者が行う測定代行に係る費用の支払いに同意します。

機関名 _____

職 名 _____

氏 名 _____ 職印

平成 年 月 日

同意事項

- 公益財団法人高輝度光科学研究センター(以下「甲」という。)は、上記機関(以下「乙」という。)が指定する実験責任者(申請者)が上記実験課題(測定代行)を行った場合、乙に対しビームタイム利用報告書により確定されたビーム使用料及び消耗品費を請求するものとし、乙は60日以内に請求された金額を甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は乙の負担とする。
- 測定代行に係るビーム使用料は、成果専有時期指定利用料金(180,000円/2時間)を適用する。
- 測定代行に係る消耗品費は、定額分(2,640円/2時間)及び従量分(利用実験の際、使用した消耗品の実費)とする。
- 甲の装置の故障等、申請者の責任によらない原因により、利用時間が減少した場合、又は利用出来なかった場合、甲乙協議の上、利用時間を確定する。
- 乙は、甲の責任及び免責について、次の各号について同意する。
 - 測定代行は、甲が実施するビームラインにおいて、通常の測定支援を通じて蓄積された既存の技術水準により行うものであり、甲が当該技術水準を超えて測定代行を実施することを保障するものではないこと、及び得られた結果の正確性・有用性を保障するものではないこと。
 - 甲が、測定試料等の保管、処理、測定、送付等を行った際に生じた損害について、甲の故意による場合を除き、賠償請求を行わないこと。
 - 利用時間の減少に伴い、測定試料等に損害が生じた場合でも、賠償請求を行わないこと。また減少した利用時間の補填を請求しないこと。
- 甲は、申請者から提出された申請書類等の取扱及び保管を厳格に行い、利用申請の内容に係わる秘密を保持し、第三者に開示又は漏洩しない。申請者から提供された測定試料等及び測定結果の管理責任は甲が持ち、申請者は甲の要請に基づき必要な協力を行う。甲は事前に申請者と合意した事項以外は公表しない。この秘密保持の期間は、申請者が測定代行誓約事項で誓約した日から3年間とする。
- 利用実験により得られた成果は、乙に帰属する。

本同意書の実線枠内の内容は秘密保持の対象になりません。